



2018年11月28日

各位

会社名 株式会社グローバルグループ
 代表者名 代表取締役社長 石橋 宜忠
 (コード: 6189、東証第一部)
 問合せ先 財務IR部長 生川 雅也
 (TEL. 03-3221-3770)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年11月28日開催の取締役会において、商号の変更及び定款の一部変更について同年12月19日開催予定の第3回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、商号変更の理由・新商号等については同年11月13日付「商号変更に関するお知らせ」にて公表済みであります。

1. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

商号を変更すべく現行定款第1条(商号)の変更を行うものです。なお、この定款変更の効力は、2019年4月1日に生ずることといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条(商号) 当社は、 <u>株式会社グローバルグループ</u> と称し、 英文では、 <u>Global Group Corp.</u> と表示する。	第1条(商号) 当社は、 <u>株式会社グローバルキッズCOMPANY</u> と称し、英文では、 <u>Global Kids Company Corp.</u> と 表示する。
第2条(目的) 当社は、次の事業を営むこと、及び次の事業を営む 会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の 事業活動を支配、管理することを目的とする。	第2条(目的) 当社は、次の事業を営むこと、及び次の事業を営む 会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の 事業活動を支配、管理することを目的とする。
1.～22. (条文省略)	1.～22. (現行どおり)
(新設)	23. <u>児童発達支援事業</u>
23. 前各号に付帯関連する一切の事業	24. 前各号に付帯関連する一切の事業
(新設)	<u>附則</u> 第1条(商号)は、平成31年4月1日をもって効力 を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生後、 <u>自動的に削除されるものとする。</u>

以上